

令和8年度 自己点検シート

(介護報酬編)

(令和8年6月版)

(訪問看護・介護予防訪問看護)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日

点検担当者：

103 訪問看護費

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
	主治の医師の指示 (訪問看護ステーション)	主治の医師が交付した文書による指示	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護指示書	青P199
		指示書の有効期間内	<input type="checkbox"/> 該当		青P199
		特別指示書の交付(頻回の訪問看護の指示)	<input type="checkbox"/> なし	特別指示書	青P199
	主治の医師の指示 (医療機関)	診療の日から1月以内	<input type="checkbox"/> 該当		青P199
		特別指示(頻回の訪問看護指示)	<input type="checkbox"/> なし		青P199
	所要時間の取扱い	訪問看護計画上に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間で算定 ※実際に行われた時間ではなく、訪問看護計画に明示された所要時間により算定	<input type="checkbox"/> 満たす	訪問看護計画書、サービス提供票	青P199
		居宅サービス計画に沿い訪問看護を実施	<input type="checkbox"/> 満たす	居宅サービス計画、実施記録	青P199 緑P59
	所要時間20分未満	20分以上の訪問看護を週1回以上含む	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P199
		緊急時訪問看護加算の届出	<input type="checkbox"/> 該当		青P199 緑P59
	准看護師の訪問	所定単位数の100分の90(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合を除く)	<input type="checkbox"/> 該当		青P200
	通院困難な利用者	通院困難な利用者	<input type="checkbox"/> 該当		青P200
		通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 対象なし	利用者に関する記録(アセスメント、サービス担当者会議の要点の記録等)	青P200
		理学療法士等による訪問看護は、通所リハビリテーションのみではADLの自立が困難で、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士等が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 対象なし	利用者に関する記録(アセスメント、サービス担当者会議の要点の記録等)	青P200

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
	訪問看護計画書	訪問看護計画書	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護計画書、サービス提供票	青P200
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する場合	訪問看護業務の一環として実施	<input type="checkbox"/> 実施	訪問看護計画書、サービス提供票	青P200～ 緑P320～
		1回当たり20分以上かつ週6回以内	<input type="checkbox"/> 満たす	訪問看護計画書、サービス提供票	青P201
		所定単位数の100分の90（1日に2回を超えて実施した場合）※連続していない場合も含む	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P201 緑P60
		別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する訪問看護事業所については、1回につき8単位を減算 【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれかに該当すること。 イ 前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員の訪問回数を超過している ロ 算定月が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P216～、 P1136～
理学療法士等が提供する介護予防訪問看護の利用が12月を超える場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超える場合は、上記の減算を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から減算。算定していない場合は、5単位を所定単位数から減算	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P1136～	
傷病名等	末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者	<input type="checkbox"/> 非該当	訪問看護指示書	青P201 緑P59	
精神科訪問看護	精神科訪問看護・指導料 又は精神科訪問看護基本療養費の算定に係る医療保険による訪問看護の利用者	<input type="checkbox"/> 非該当	精神科訪問看護指示書	青P201	
	定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所と連携する場合	連携する事業所の名称、住所その他必要な事項の知事への届出	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書	青P202
		所定単位数の100分の98（准看護師が実施した場合）	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P202 緑P61
		保健師、看護師、准看護師が要介護5の利用者に実施（1月に800単位加算）	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P202
		急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、日割り計算により算定	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P203

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
	日割り計算	月の途中から利用した場合又は月の途中で利用を終了した場合	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P203
		月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P203
		月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合又は他の要介護度から要介護5に変更になった場合	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P203
		月途中で末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態となった場合	<input type="checkbox"/> 適正	訪問看護計画書、サービス提供票	青P203
	D to P with N によるオンライン診療の補助を行った場合	1 訪問看護指示書の有効期間内の利用者に、訪問看護計画上訪問看護がない場合のオンライン診療の補助を行った場合			R8.5.8厚労省老健局老人保健課事務連絡「訪問看護事業所の看護師等がD to P with Nによりオンライン診療の補助を行った場合の令和8年度診療報酬改定を踏まえた評価に関するQ & A」
		・所要時間20分未満の場合の単位を算定	<input type="checkbox"/> 該当		
		・算定は月一回に限る	<input type="checkbox"/> 該当		
		2 訪問看護計画に基づく計画的な訪問看護の実施時に、オンライン診療の補助も行った場合			
		・計画的な訪問看護に係る時間に当該補助に要した時間を合算した時間区分の単位を算定	<input type="checkbox"/> 該当		
3 指示書のない利用者に対し、連携する医療機関からの依頼を受け、訪問看護計画書に基づいて行う訪問看護以外の場面で行った場合					
・保険医療機関が診療報酬医科点数表の「C005-1-3」訪問看護遠隔診療補助料を算定し、合議の上、費用の精算を行う	<input type="checkbox"/> 該当				
	同一敷地内建物等（※1）に居住する者又は同一建物（※1）を除く）に居住する20人以上にサービスを行う場合の減算 （所定単位数×90/100）	次のいずれかに該当すること			青P206, 207 1129 緑P18, 19
		同一敷地内建物等（※1）に居住する利用者に対しては、減算を行う（事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等（※1）に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）	<input type="checkbox"/> 該当		
		1月当たりの利用者（※2）が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等（※1）を除く）に居住する利用者に対しては、減算を行う	<input type="checkbox"/> 該当		
		（※1）事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物 （※2）1月当たりの利用者：1月間（歴月）の利用者数の平均（当該月の1日ごとの該当建物居住利用者の合計÷当該月の日数）。 なお、一体的な運営をしている場合は、介護予防訪問看護の利用者を含めて計算すること。			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
	同一敷地内建物等（※1）に居住する50人以上にサービスを行う場合の減算 （所定単位数×85／100）	1月当たりの利用者（※2）が同一敷地内建物等（※1）に50人以上に居住する建物に居住する利用者に対しては、減算を行う	<input type="checkbox"/> 該当		青P206, 207 1129
		（※1）事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物			
		（※2）1月当たりの利用者：1月間（歴月）の利用者数の平均（当該月の1日ごとの該当建物居住利用者の合計÷当該月の日数）			
	高齢者虐待防止措置が未実施の場合の減算 （所定単位数×99／100）	次のいずれかに該当すること			緑465
		虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催していない、又はその結果について、看護師等に周知徹底を図っていない	<input type="checkbox"/> 該当	委員会の開催記録	
		虐待の防止のための指針を整備していない	<input type="checkbox"/> 該当	虐待の発生・再発防止の指針	
		看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していない	<input type="checkbox"/> 該当	研修計画、実施記録	
		前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていない	<input type="checkbox"/> 該当	担当者の配置が分かる文書	
	業務継続計画が未策定の場合の減算 （所定単位数×99／100） ※令和7年4月から適用	次のいずれかに該当すること			緑464
		感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定していない	<input type="checkbox"/> 該当	業務継続計画（感染症・非常災害）	
		当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	<input type="checkbox"/> 該当	対応の記録	
	夜間加算	18時～22時（開始時刻が加算の対象となる時間帯）	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票	青P204
	早朝加算	6時～8時（開始時刻が加算の対象となる時間帯）	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票	青P204
	深夜加算	22時～6時（開始時刻が加算の対象となる時間帯）	<input type="checkbox"/> 該当	サービス提供票	青P204
	複数の看護師等の訪問（共通）	利用者又はその家族等の同意	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護計画書、重要事項説明書	青P204
		利用者の身体的理由により1人だけの訪問看護が困難	<input type="checkbox"/>	サービス担当者会議等の記録	青P204
		利用者の暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等	<input type="checkbox"/> いずれかに該当	//	青P216
		上記の2つの状況に準ずると認められる場合	<input type="checkbox"/>	//	青P204

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈頁
	複数の看護師等の訪問 (Ⅰ)	両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	<input type="checkbox"/>	該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P205 緑P62, 63
	複数の看護師等の訪問 (Ⅱ)	看護師等が看護補助者と訪問	<input type="checkbox"/>	該当	訪問看護計画書、サービス提供票	青P205 緑P62, 63
	1時間30分以上の訪問	イ 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	<input type="checkbox"/>	いずれかに 該当	主治医の指示書等 (「厚生労働大臣が定める状態」のイからホのいずれかに該当する状態)	青P204
		ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	<input type="checkbox"/>			
		ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態	<input type="checkbox"/>			
		ニ 真皮を越える褥瘡の状態	<input type="checkbox"/>			
		ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	<input type="checkbox"/>			
特別地域訪問看護加算 (共通)	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/>	該当		青P208	
中山間地域等における 小規模事業所加算 (共通)	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/>	該当		青P208	
	利用者への説明、同意	<input type="checkbox"/>	あり		青P208	
	(訪問看護)	1月当たりの延訪問回数が100回以下	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供票	青P208
	(介護予防訪問看護)	1月当たりの延訪問回数が5回以下	<input type="checkbox"/>	該当	介護予防サービス計画	青P1130
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	<input type="checkbox"/>	該当	利用者の基本情報	青P208	
	通常の事業実施地域を越えてサービスを提供	<input type="checkbox"/>	該当	運営規程		
	交通費の支払	<input type="checkbox"/>	なし			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬 の解釈頁
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)		看護に関する相談に常時対応できる体制	<input type="checkbox"/> あり	対応マニュアル等	青P210 緑P63
		利用者の同意	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護計画書、重要事項説明書	青P210 緑P64
		早朝・夜間、深夜加算	<input type="checkbox"/> <small>特別管理加算を算定する状態 2回目以降</small>	サービス提供票	青P210
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの緊急時訪問看護加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P210
		医療保険における24時間連絡体制加算・24時間対応体制加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P210 緑P1039
		他の訪問看護ステーション等での当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P210 緑P65
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)		緊急時訪問看護加算(Ⅱ)の要件を満たしている	<input type="checkbox"/> 該当	勤務記録表	青P210, 211
		緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備(以下ア～カの項目のうち、ア又はイを含むいずれかの2項目以上を満たしていること)			
		ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保	<input type="checkbox"/> 該当		
		イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで	<input type="checkbox"/> 該当		
		ウ 夜間対応後の暦日の休日確保	<input type="checkbox"/> 該当		
		エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫	<input type="checkbox"/> 該当		
		オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	<input type="checkbox"/> 該当		
		カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	<input type="checkbox"/> 該当		
特別管理加算 (共通)		計画的な管理の実施	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護計画書	青P212
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P212
		医療保険における特別管理加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P212 緑P1039
		他の訪問看護ステーション等での当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P212 緑P65
		症状が重篤の場合、医師による診療を受診できるような支援の有無	<input type="checkbox"/> あり	サービス担当者会議等の記録	青P212

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈頁
	特別管理加算（Ⅰ）	イ 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	<input type="checkbox"/>	該当	主治医の指示書等 （「厚生労働大臣が定める状態」のイに該当する状態）	青P212, 204 緑P66
	特別管理加算（Ⅱ）	ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態	<input type="checkbox"/>	いずれかに 該当	主治医の指示書等 （「厚生労働大臣が定める状態」のロからホのいずれかに該当する状態）	青P212, 204
ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態		<input type="checkbox"/>	青P212, 204			
ニ 真皮を越える褥瘡の状態		<input type="checkbox"/>	青P212, 204 緑P67			
ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる場合		<input type="checkbox"/>	青P212, 204 緑P67			
上記ホの状態にある者の場合、点滴注射が終了した場合やその他必要な場合に主治医に対する速やかな状態の報告及び訪問看護記録書への記録		<input type="checkbox"/>	実施	訪問看護記録書	青P212	
	専門管理加算	イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者（重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者（在宅での療養を行っているものに限る。）にあっては真皮までの状態の利用者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者に行った場合に限る。）	<input type="checkbox"/>	いずれかに 該当	訪問看護記録書等	青P213
		ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（医科診療報酬点数表の区分番号C007の注3に規定する手順書加算を算定する利用者に対して行った場合に限る。）	<input type="checkbox"/>			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
ターミナルケア加算		24時間連絡及び訪問の体制	<input type="checkbox"/> あり		青P215
		ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に対する説明と同意	<input type="checkbox"/> あり		青P215
		ターミナルケア提供についての記録	<input type="checkbox"/> あり		青P215
		ア 終末期の身体症状の変化、看護の記録	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護記録書	青P215
		イ 利用者、家族の精神的な状態の変化、ケアの経過の記録	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護記録書	青P215
		ウ 利用者、家族の意向とそれに基づくアセスメント及び対応の経過の記録	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護記録書	青P215
		死亡日及び死亡日前14日以内に2日（厚生労働大臣が定める状態の場合は1日）以上のターミナルケアの実施	<input type="checkbox"/> あり	サービス提供票	青P215 緑P69
		他の訪問看護ステーション等での当該加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P215
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスのターミナルケア加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P215
		医療保険における訪問看護ターミナルケア療養費及び在宅ターミナルケア加算の算定の有無	<input type="checkbox"/> なし		青P215
		死亡月における算定	<input type="checkbox"/> 該当		青P215
遠隔死亡診断補助加算		情報通信機器を用いた在宅での看取りにかかる研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号のC001注8（医科診療報酬点数表の区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合（指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く。）を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治の医師の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護記録書等	青P216,217
初回加算（共通）		過去2月間（暦月）において、当該事業所から訪問看護（医療保険を含む）を受けていない	<input type="checkbox"/> 該当		青P218 緑P70
		新たに訪問看護計画書を作成	<input type="checkbox"/> 該当	訪問看護計画書	
初回加算（Ⅰ）		病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合 ※初回加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しない。	<input type="checkbox"/> 該当		

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬 の解釈頁
	初回加算（Ⅱ）	病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合 ※初回加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しない。	<input type="checkbox"/>	該当		
	退院時共同指導加算	退院又は退所に当たり、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）による退院時共同指導 *テレビ電話装置の活用可	<input type="checkbox"/>	実施	訪問看護記録書	青P218, 219 緑P70, 71
		退院又は退所後の初回の訪問看護を実施した場合に1回に限り（特別な管理を必要とする利用者は2回）算定	<input type="checkbox"/>	該当	訪問看護記録書	
		他の事業所での算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	訪問看護記録書	
		初回加算の算定	<input type="checkbox"/>	なし	訪問看護記録書	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの退院時共同指導加算の算定の有無	<input type="checkbox"/>	なし	訪問看護記録書	
		医療保険における訪問看護の有無	<input type="checkbox"/>	なし	訪問看護記録書	
		訪問看護記録書への記録	<input type="checkbox"/>	あり	訪問看護記録書	
看護・介護職員連携強化加算		たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成、緊急時等の対応についての助言及び訪問介護員に同行して利用者の居宅において業務の実施状況の確認(同行訪問の内容を訪問看護記録書に記録すること)	<input type="checkbox"/>	いずれかに該当	訪問看護記録書	青P218, 219 緑P71, 72
		利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議への出席（会議の内容を訪問看護記録書に記録すること）	<input type="checkbox"/>		訪問看護記録書	
		緊急時訪問看護加算の届出	<input type="checkbox"/>	該当		
		訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術習得や研修目的での同行訪問	<input type="checkbox"/>	非該当		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
	看護体制強化加算 (Ⅰ)	<p>大臣基準告示・九における次の4つ（①訪問看護ステーション以外は（4）を除く。②R5.3.31までは（4）の規定は適用しない）の基準いずれにも適合している。※割合及び人数について、台帳等により毎月記録し、基準を下回った場合は、直ちに届出をすること。</p> <p>（1）算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>（2）算定日が属する前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。</p> <p>（3）算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。</p> <p>（4）当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者（看護師等）のうち看護職員の占める割合が100分の60以上であること。※訪問看護と介護予防訪問看護を一体的に運営されている場合は従業者の合計数のうち看護職員の占める割合による。</p> <p>※R5.3.31に当加算を算定しているステーションが、R5.4.1以降に看護職員の離職等により（4）に適合しなくなった場合は、看護職員の採用に関する計画を届け出ることにより、計画に定める期間を経過する日までは加算を算定できる</p>	<input type="checkbox"/> 適合	訪問看護記録書等	青P220, 221
	看護体制強化加算 (Ⅱ)	<p>大臣基準告示・九における次の4つ（①訪問看護ステーション以外は（4）を除く。②R5.3.31までは（4）の規定は適用しない）の基準いずれにも適合している。※割合及び人数について、台帳等により毎月記録し、基準を下回った場合は、直ちに届出をすること。</p> <p>（1）算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>（2）算定日が属する前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。</p> <p>（3）算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。</p> <p>（4）当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者（看護師等）のうち看護職員の占める割合が100分の60以上であること。※訪問看護と介護予防訪問看護を一体的に運営されている場合は従業者の合計数のうち看護職員の占める割合による。</p> <p>※R5.3.31に当加算を算定しているステーションが、R5.4.1以降に看護職員の離職等により（4）に適合しなくなった場合は、看護職員の採用に関する計画を届け出ることにより、計画に定める期間を経過する日までは加算を算定できる。</p>	<input type="checkbox"/> 適合	訪問看護記録書等	青P220, 221

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
	看護体制強化加算 (共通)	前6ヶ月において、事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者または当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること	<input type="checkbox"/> 適合	訪問看護記録書等	青P220, 221 緑P72, 73
		当該加算の内容について利用者又は家族に説明の上、同意を得ている。	<input type="checkbox"/> あり	訪問看護記録書等	
		割合及び人数について、台帳等により毎月記録し、基準を下回った場合は、直ちに届出こと。	<input type="checkbox"/> 適合	訪問看護記録書等	
		事業所において加算(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれか一方のみを選択し届け出ている。	<input type="checkbox"/> 適合	体制等状況一覧表	
	口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施	<input type="checkbox"/> 該当		青P222, 223
		利用者の同意	<input type="checkbox"/> あり		
		歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	口腔連携強化加算に係る口腔の健康状態の評価情報提供書	
		歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている	<input type="checkbox"/> 該当	歯科医療機関との連携が確認できる書類等	
	口腔連携強化加算	次のいずれにも該当しないこと			青P222, 223
		他サービスの介護事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること	<input type="checkbox"/> 非該当		
		口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が歯科医師または歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること			
		当該事業所以外の訪問看護事業所又は他サービスの介護事業所において、口腔連携強化加算を算定していること			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬 の解釈頁
	サービス提供体制強化 加算（共通）	1 全ての看護師等ごとに研修計画の作成、実施	<input type="checkbox"/> あり(含予定)	研修計画書(事業計画書)	青P223, 224 緑P14～17
		2 利用者情報、留意事項伝達(利用者のADLや意欲、利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、家族を含む環境、前回のサービス提供時の状況)、技術指導等の会議開催※テレビ電話装置の活用可	<input type="checkbox"/> 概ね1月に1回以上	会議記録	
		3 少なくとも年1回以上、事業主負担による健康診断の実施	<input type="checkbox"/> 全員に実施	健診受診記録等	
	サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	4 看護師等のうち、勤続年数7年以上の職員	<input type="checkbox"/> 3割以上	職員台帳(履歴書)、資格証等	
	サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	4 看護師等のうち、勤続年数3年以上の職員		割合についての毎月の記録	
サービス提供体制強化 加算（共通）	※ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること				
介護職員等処遇改善加算 算定要件	1 介護職員等処遇改善加算の算定額見込み額以上となる処遇改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講ずること。	<input type="checkbox"/> 該当			青P173 注1 R8.3.13老発0313第6号 「介護職員等処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 R83.3.13事務連絡 「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」
	2 1の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、知事に届け出ていること。	<input type="checkbox"/> 該当			
	3 賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。	<input type="checkbox"/> 該当			
	4 事業年度ごとに介護職員等処遇改善実績報告書を作成し、知事に提出していること。	<input type="checkbox"/> 該当			
	5 算定日が属する月の前12月間において労働基準法等の労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	<input type="checkbox"/> 該当			
	6 労働保険料の納付が適正に行われていること。	<input type="checkbox"/> 該当			
	7 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
	(1) 【月額賃金改善要件Ⅰ】 加算Ⅳの加算額の2分の1以上に相当する額以上を、基本給又は毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てている。	<input type="checkbox"/> 該当			

届出 状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬 の解釈頁
		<p>(2) 【キャリアパス要件Ⅰ】 (任用要件・賃金体系の整備等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めていること。 ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和8年度は、申請時に下記「8 令和8年度特例要件」を満たす場合は、年度内に対応を誓約すること可。年度末までに対応を行い実績報告書で報告。</u></p>	<input type="checkbox"/> 該当		
		<p>(3) 【キャリアパス要件Ⅱ】 (研修の実施等) 次に掲げる要件の全てに適合すること ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 イ アについて、全ての介護職員に周知していること。 <u>※令和8年度は、申請時に下記「8 令和8年度特例要件」を満たす場合は、年度内に対応を誓約すること可。年度末までに対応を行い実績報告書で報告。</u></p>	<input type="checkbox"/> 該当		
		<p>(7) 【職場環境等要件】 ○加算Ⅳ ・6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組む。 <u>※「生産性向上推進体制加算」を算定している場合は、生産性向上の要件を満たすものとする</u> <u>※1法人当たり1の施設又は事業所運営するような小規模事業所は、④(共同化の取組)を行っていれば、生産性向上の要件を満たすものとする</u> <u>※令和8年度は、申請時に下記「8 令和8年度特例要件」を満たす場合は、年度内に対応を誓約すること可。年度末までに対応を行い実績報告書で報告。</u></p>	<input type="checkbox"/> 該当		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈頁
		<p>8 【令和8年度特例要件】 以下のア又はイのいずれかの取組を行っていること</p> <p>ア 訪問・通所系サービス ケアプランデータ連携システムを利用していること ※申請時は加入の誓約で可。実績報告書で利用実績を報告。</p> <p>イ 開設法人が社会福祉法人連携推進法人に所属していること</p>	<input type="checkbox"/> 該当		
	介護職員等処遇改善加算 あり	上記算定要件の1から7（3）及び7（7）の要件をすべて満たす又は要件8を満たすこと。	<input type="checkbox"/> 該当		
	サービス種類相互の算定関係	訪問看護の場合 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けていない	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票	青P216
		介護予防訪問看護の場合 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けていない	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票	青P1136
		その者の居宅でない場合(小規模多機能型居宅介護を受け、宿泊している場合等)	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票	青P216
	同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用	利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することの必要性	<input type="checkbox"/> あり	利用者に関する記録（アセスメント、サービス担当者会議の要点の記録等）	青P132
	施設退所日	介護老人保健施設、介護医療院の退所（退院）日、短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）でない（厚生労働大臣が定める状態にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者を除く）	<input type="checkbox"/> なし	サービス提供票	青P217, 132